平成２５年（フ）第５２２号
大阪府河内長野市木戸東町８番８―305号
債務者　松井　広美
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
堺市堺区少林寺町東３丁２番８―603号
債務者　上木　淳也
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
堺市西区津久野町１丁17番10―602号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目５番４―101号
債務者　高畑奈津子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
高知市桟橋通５丁目６番１号　ポートハイム28―603号
債務者　髙石　秀之
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６３号
高知市西久万387番地１　高野荘８号
債務者　岡林　恒憲
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７３号
高知市瀬戸２丁目11番９号
債務者　木岐　まゆ
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６０号
福岡市南区大楠３丁目３番17号
債務者　西川　　繁
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８号
長崎県長崎市大浦東町１番27号
債務者　内田　龍治
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
栃木県宇都宮市駅前通り２―２―８　コーポ小尾901、住民票上の住所岡山県津山市山下85番地17
債務者　末宗　望美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９６号
栃木県真岡市久下田西６丁目２番地２　グランフィールサクライ111号、前住所栃木県真岡市石島800番地２
債務者　櫻井喜久衛
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町155番地16　ビーラインふなもと202
債務者　川名　　明
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３００号
栃木県日光市瀬尾47番地15、前住所栃木県日光市瀬尾526番地17
債務者　二上　明彦
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０４号
栃木県矢板市塩田1339番地94
債務者　半田　立美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０７号
栃木県宇都宮市元今泉４丁目18番１号　パークビュースーデン502、前住所栃木県宇都宮市東峰町3060番地58
債務者　関口　由昭
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１１号
栃木県宇都宮市西川田町983番地２　サングリーン小平Ｂ201号室
債務者　寺﨑　　学
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１３号
栃木県下都賀郡壬生町幸町２丁目24番２号　アリスおもちゃのまち２―203号
債務者　中茎　　博
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係